

裏切られた移行期正義

——〈インドネシア／東ティモール〉問題の再検証——

土 佐 弘 之

はじめに

1 移行期正義のマクロ的趨勢

2 裁かれなかった人権侵害…移行期正義に翳りをもたらす政治

(1) 人権侵害問題放置の変わらない構図…冷戦の論理から地経学の論理へ

(2) インドネシアにおける「見せかけの裁判 (a travesty of justice)」

(3) SCU…変則的ハイブリッド・ジャスティスの限界

(4) CTF…処罰なき和解

(5) CAVR…歴史の再構成から将来的な正義追求のための準備？

むすびにかえて

はじめに

移行期正義 (transitional justice) とは、一般的には民主化過程の中で過去の組織的な人権侵害に関して、国内裁判や国際裁判などの司法的手続きや真実和解委員会などの非司法的手続きによって処理することと理解されている。国連事務総長が国連安保理に提出したレポート「紛争社会またはポスト紛争社会における法の支配と移行期正義」の中の定義によれば、移行期正義とは、「責任の所在を明確化し正義を実現し和解を達成するために過去の大規模な（人権）侵害という遺産と社会が折り合っている全体的プロセスやメカニズム」で、「国際的なものを含む個別の犯罪訴追手続き、賠償、真実追究、制度改革、事実調査に基づく公職追放といったさまざまなレベルのもの、そしてそれらの組み合わせによる司法的メカニズムや非司法的メカニズムの双方」ということになっている。¹⁾

このように広範囲にわたる移行期正義の概念であるが、実際、二一世紀に入ってから、移行期正義は司法的メカニズムと非司法的メカニズムがさまざまな形で併用する形で行われるようになってきている。個々の事案では、現実の制約の中で、応報的正義に力点がある司法による犯罪訴追手続きによるものと修復的正義に力点がある真実和解委員会によるものなどのベスト・ミックスが模索されていると言つてよいだろう。最適混合を模索しながらの移行期正義が目指しているものは、先の国連レポートにも説明されているように、正義と平和の相互強化的な同時実現である²⁾が、時には、「平和」という名の不正義と思われる秩序を維持するために「正義」が犠牲となることが見られる場合もある。本稿では、特にハインドネシア／東ティモールVの事例を中心に、平和という名の現状維持が優先される結果として移行期正義が裏切られるようなケースを再検証しながら、そこに含まれる意味を考えていきたい。

1 移行期正義のマクロ的趨勢

移行期正義についての研究については、事例についての個別ないし比較研究が数多く行われているほかクロスナショナルな計量分析も行われるなど、最近、国際関係論や比較政治学研究におけるサブ・ジャンルとして制度化しつつある。移行期正義研究の制度化も進み、例えば移行期正義国際センター (The International Center for Transitional Justice、本部ニューヨーク) が二〇〇一年に設立されるなど、移行期正義に関連する研究所が世界各地で開設されているほか、それを専門とする学術雑誌 (*International Journal of Transitional Justice*) も二〇〇七年から発刊されている。そうした動きの背景の一つとして、民主化の流れの中で過去における深刻な人権侵害 (特に軍や警察などによる人権侵害) が問い直されるといふ、「正義のカスケード (justice cascade)」と呼ばれる大きなうねりの存在があることは無視できない。⁽⁴⁾ カスケード、つまり階段状に流れる水の流れように、不処罰が当たり前であった国家元首を含む政治的指導者が、過去の虐殺や人道に対する罪などに問われ裁かれるケースが増えてきたということが確かにあり、実際、一九九〇年一月から二〇〇八年五月の間に重大犯罪の疑いで訴追された国家元首の数は六七人にのぼるまでに⁽⁵⁾ なった。「正義のカスケード」の概念を最初に提示したのはシッキンクラであるが、彼女たちが指摘しているように、「正義のカスケード」が南欧やラテンアメリカを起点に世界中に波及していったという現象があったことは否めない。確かに、カスケードの流れは、民主化後のギリシア、ポルトガルを皮切りに、アルゼンチンでの軍政権時代の失踪事件に関する裁判、さらにはスペインでの逮捕請求に応じたイギリスでのピノチエト逮捕とそれに続く本国チリでのピノチエト裁判という時代の劃期をなす企てを契機に、一気に加速することになった。そこに、さらにアドホックに

裏切られた移行期正義

七六—六—七九

設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所といった国際法廷の流れが加わり、国際刑事裁判所の常設化といった成果をもたらすに至った。

ただし、「正義のカスケード」も一様に広がっていく訳ではないし、その政治的性格もケースバイケースである。それと関連してシッキンクらも指摘している重要なポイントの一つは、民主化移行過程の性格が移行期正義に与える影響である。ギリシア、ポルトガル、アルゼンチンのような断絶的民主化移行（“ruptured” transition）の場合は、旧体制の政治エリートの影響力が消失しているため、旧体制下での人権侵害に対して司法による裁きが可能になるが、スペインやウルグアイのように旧体制エリートと民主化勢力の間の妥協的協定による民主化移行（“pacted” transition）の場合は、旧体制エリートの影響力が強く残り、恩赦などによって不処罰という形で過去は水に流されてしまう傾向が見られる。しかし、シッキンクも指摘している通り、組織的な人権侵害に手を染めた旧体制エリートを裁くという試みが近隣諸国で行われた場合、後者の妥協的協定による民主化移行をした国でも、それに倣う形で、やがて移行期正義への本格的な取り組みが行われる場合がある。このように、民主化過程の形態による経路の違いはあるものの、「正義のカスケード」は相互学習などを通じて着実に波及していつていくという。

南欧やラテンアメリカといった地域を中心に見ると確かにそうかもしれないが、ひとたびラテンアメリカ地域以外、特にアジア地域に目をやると、「正義のカスケード」は及んではいるものの、さまざまな抵抗に遭い、移行期正義は骨抜きにされるなど事実上頓挫している例が多々ある。さらに、流れには必ず逆流が伴うように、特に二〇〇一年の九・一一事件とその後の「テロとの戦争」といった形で、人権よりも安全保障や地政学的論理が時には優先される風潮が広がっていく中で、「正義のカスケード」にも翳りが見られるようになっていった。その一つの事例として、

特に一九七〇年代半ば以降、大量虐殺のあったカンボジアや東ティモールが挙げられるが、ここでは特に東ティモールの事例に焦点を当てて、そこにおける移行期正義の実態を中心に検討していきたい。

2 裁かれなかった人権侵害…移行期正義に翳りをもたらす政治

(1) 人権侵害問題放置の変わらない構図…冷戦の論理から地経学の論理へ

一九七五年以降のインドネシア国軍による東ティモール侵攻・占領、その中で起きていた大量虐殺などについては、ポルトガルやオーストラリアへの難民などを通じて断片的な情報は伝えられてきたものの、事実上、ほとんど外から遮断された状態にあった。⁽⁷⁾インドネシアによる東ティモール支配、そして、そこにおける著しい人権侵害が、アメリカ、オーストラリア、日本などによって黙認されてきたことの一つの背景には、冷戦の論理があったことは確かである。実際、アンゴラやモザンビークではポルトガルの植民地支配からの解放と同時に、ソ連やキューバによる支援を受ける形で社会主義政権が成立し、それに対抗する形で南アフリカやアメリカが反政府ゲリラに対して軍事的支援を行うなど、冷戦の代理戦争が深刻化していった。同じポルトガル領であった東ティモールでも同様のことが起こりえると懸念した西側諸国、特にアメリカ政府やオーストラリア政府が、反共産主義の姿勢を明確にしているスハルト大統領の下でのインドネシアによる東ティモール支配を容認し続けたのは、一つには冷戦の論理によるものであることは疑いない。

そして、米ソ冷戦終焉へと時代が変わっていく中で、事態は多少動くようになっていった。特に一九八九年一〇月のローマ法王ヨハネ・パウロⅡ世の東ティモール訪問時における独立要求の示威行動、また一九九一年一月のサン

タクルス事件などを契機に、東ティモール問題が国際社会の注目を得るようになったのは周知の通りである。そしてオランダ、デンマーク、カナダが新規の経済援助の停止、翌一九九二年三月には、旧宗主国のオランダが新規援助のみならず現行援助を停止した。しかし、スハルト政権に対する最大の援助国である日本政府は経済援助を続けた。また、ラモス・ホルタらが一九九六年にノーベル平和賞を受賞した翌年の一九九七年日本を訪問した際には、橋本首相（当時）はジャカルタを訪問中だったが、スハルト大統領に「ホルタ氏と日本政府の関係者が会う予定はない」と伝え、実際に池田外相をはじめ日本政府高官はホルタとの会談を拒否した。⁽⁸⁾つまり、インドネシアとの経済的つながりといった既得権益を勘案すれば、東ティモールでの人権侵害については深くコミットせず（事実上見て見ぬふりを続け）、スハルト政権との外交関係を保つことが賢明であると政策判断したと推察できる。確かに、中国政府のチベットにおける人権侵害を見て見ぬふりをして経済的関係を保つといった、最近の西側諸国の対応にも見られるように、地政学ないしは地経学的論理が人権保護という倫理を掻き消す現象はむしろ常態であった。ここで指摘したいことは、マクロ的趨勢としては、そうした常態が打ち破られつつあるにもかかわらず、人権より地経学的論理が優先されるような基本的な構図が幅をきかせ、民主化移行過程、さらにはそれと密接に関連する移行期正義にも暗い影を投げかけ続けているということである。それは、一九九八年三月にスハルト体制が崩壊した後、「民主化」したはずのインドネシア、また、それと連動する形で二〇〇二年に正式な独立を達成した東ティモールについても言えることであろう。

東ティモールにおける平和構築の試みは、他のボスニアやコソボなどの事例との比較で言えば、それなりの成果を達成したという評価があるものの、⁽⁹⁾一九九九年の国連監視下の選挙後の騒乱、そして二〇〇六年の騒乱に見られるよ

うに、決して順風満帆とは言えず、否定的な評価も少なからずある。それと関連する移行期正義の試みについては、後述するように、その多くがネガティブな評価をしている。本稿での結論を先取りして言えば、ハインドネシア／東ティモールVにおける移行期正義は、やはり地域大国インドネシアに対する配慮が優先されるあまり和解というレトリックに過度に傾斜した結果、同地域に根ざしている不処罰(imunity)の政治的文化を根本的に変革するまでには至っていないというのが実情であろう。それは、単に東ティモールという新たに独立した「小国」の政治エリート(特にシャナ・グスマン大統領)の深謀遠慮だけではなく、インドネシア側における真の民主化の頓挫(軍の影響力の残存)、また、そうした状況の中での移行期正義の空洞化を実質的に容認する欧米諸国また日本政府といった国際環境によるものである。特に最後の点について言えば、冷戦期においてインドネシアによる東ティモールでの人権侵害を、欧米諸国および日本政府が事実上容認してきた構図とそれほど大きな変化が見られないのが実情ではないだろうか。

(2) インドネシアにおける「見せかけの裁判(a travesty of justice)」

ルワンダ、旧ユーゴにおけるアドホックな国際刑事裁判所は、それぞれ一九九〇年代に国連安保理決議に基づき設置されたものであるが、特に、東ティモールの独立の是非を問う住民投票直後に起きた一九九九年の人権侵害についても、同様の国際法廷の設置を求める声があったし、現在もある。二〇〇一年の当初も、国連の調査委員会からは、東ティモールの人権侵害について、そもそもアドホックな国際法廷の設置を勧告していた。⁽¹¹⁾しかし、こうした国際法廷の運営などに莫大なコスト、人員などがかかることやインドネシア政府側の抵抗などから、変則的なハイブリッド

型法廷にならざるをえなかった。東ティモールにおけるハイブリッド型法廷は、国連東ティモール暫定政府（UNTAET）の下で検察部の中に設置された「重大犯罪部（Serious Crimes Unit、以下SCU）」とディリ地方裁判所に設置された「重大犯罪特別判事部（Special Panels for Serious Crimes）」からなるが、それと併行してインドネシア側では「特別人権法廷（Ad Hoc Human Rights Court）」が設置された。司法的正義にとどまらない広義の移行期正義をカバーするメカニズムとして、そのほかに、UNTAETによって独立機関として設立された「受容・真実・和解委員会（Commission for Reception, Truth, and Reconciliation [Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação]、以下CAVAR）」、そしてインドネシアと東ティモールの両国政府の合意によって設けられた「真実・友情委員会（Commission of Truth and Friendship、以下CTF）」があり、それらの作業もSCUなどが進める刑事訴追手続きと併行して進められていった。

東ティモールにおける重大な人権侵害は、インドネシアという国家によって遂行されたものである以上、その責任者が裁かれない限り、その移行期正義は実質的な意味を失うが、後者二つは、インドネシア側の責任者を名指しすることはできてもインドネシア政府側が犯人引き渡しに応じず実際には裁くことができなかったもので、特にSCUは、その実効性を大きく失っていた。逆に言えば、ジャカルタの特別人権法廷が、一九九九年の人権侵害について、どの程度まで踏み込むことができるかが、重要な試金石であったが、いくつかのレポートでも指摘されている通り、移行期正義という「約束は実現されなかった」⁽¹²⁾ばかりか、当初から「その失敗が目論まれていた」⁽¹³⁾と言われるほど、特別人権法廷はその期待を裏切る形で移行期正義の幕引きをする役回りを演じたのである。

一九九九年の大規模な人権侵害（破壊、殺戮、強制移動など）に対して、国連人権委員会を中心とする側は国際的調

査委員会の設置、さらにはアドホックな国際法廷の設置を模索したのに対して、インドネシア政府は同年九月、国家人権委員会 (Komisi Nasional Hak Asasi Manusia) の下に東ティモール人権委員調査会 (Komisi Penyelidikan Pelanggaran Hak Asasi Manusia, 略称 K P D I H A M) を設置し、一〇月に制定した人権法 (一九九九年第三九号法) に基づき重大な人権侵害を国内法廷で裁くという「約束」をする形で、事実上、国際的な司法的干渉を拒否した。一九九九年に東ティモールで行われた組織的な殺戮・破壊などの重大な人権侵害という事案に対して、そもそもICTYないしはICTRのようなアドホックな国際法廷の設置が断念された理由の一つは、先にも述べたように経済的・人的資源の枯渇という厳しい制約によるものもあつた訳だが、加えて、このようにインドネシア政府が国連に対して、司法的干渉を拒否する代わりに相応の司法的措置をとるという「約束」を取り交わしたことがあつたことは忘れてはならないだろう。⁽¹⁵⁾

あとは、インドネシア側の国内法廷が、どの程度まで踏み込んだ判決を行うか注目された。確かに、ハビビ政権の後を襲ったワヒド政権は積極的に取り組もうとしたが、ワヒドが失脚した後、国軍に支持基盤を求めるメガワティ政権に交代すると、司法的独立を保っていない特別法廷の取り組みは、国軍からの強い圧力に屈する形で事実上頓挫した。SCUのみならずKPP-HAMの報告書⁽¹⁵⁾でも一九九九年の人権侵害の最高責任者とされたウィラント大将、マカリム少将については結局起訴されず、起訴された一八名のうち一審で有罪判決が下った六名についても、その後の控訴審でインドネシア国軍関係を含めインドネシア側の容疑者は全員無罪となった。⁽¹⁶⁾ そうした中で東ティモール民兵組織アイタラック (Aitarak) 元司令官のエウリコ・グテレス (Eurico Guterres) が唯一人、人道に対する罪で懲役一〇年の有罪判決を下されたが刑は実際には執行されず、その後、新証拠を理由に有罪判決も覆され無罪放免とな

(17) った。一九九九年当時、東ティモールを含む地域軍管区 (Pangdun Udayana) の司令官を務めていたアダム・ダミリ陸軍少将 (Adam Damiri) に対しては、殺人に関する命令指揮を行ったということとで人道に対する罪に当たるとして、初審では懲役三年の刑の判決を下されたのが少し目を引いたものの、これもまた証拠不十分ということで控訴審では無罪となった。こうした同少将の扱いをめぐる変化は、全体的な逆流の強さをかえって印象づける形になった。(18)

こうした一連のバックラッシュ的な判決結果について、国連の専門家委員会(19)は、「取り調べ、証言者や被害者の保護、証拠提示などに瑕疵が目立つなど実効的な犯罪訴追手続きに対するコミットメントが殆ど欠けており、特別人権法廷における訴追手続きには明らかな欠陥が認められる」といった、極めて厳しい評価レポートを事務総長に提出している。(20) 特に問題なのは、K P P - H A M の報告書などでインドネシア国軍が人権侵害に組織的に関与した証拠が指摘されているにも関わらず、それについての追求の手を明らかに緩めた点である。(21) 特別人権法廷の検察は表1にあるように、その犯罪の捜査対象範囲を狭く限っただけではなく、表2に見られるように、個々の刑事責任に関する判断も、S C U や K P P - H A M の判断と比べると極めて甘くなっている。特別人権法廷における判決は上級審に行くほど、被疑者に対して甘くなり、結果として国家による人権侵害についての「免責の政治文化」を再生産することに寄与したとも言えよう。

表1 犯罪の捜査対象範囲

特別人権法廷の検察		K P P - H A M レポート
犯罪類型		集団殺戮、拷問、強制失踪、性的奴隷・強姦、焦土作戦、強制移住・追放、証拠隠滅
犯罪事案	四事件（リキサ集団殺戮、スエイ教会襲撃、マニユエル・カラスカロ私邸襲撃、ベロ司教私宅襲撃）	主として一六事案
対象地域	三ヶ所（スエイ、ディリ、リキサ）	東ティモールの全一三県
容疑者数	一六人	インドネシア側の命令指揮をした者、直接に犯罪を行つたものを含め一〇〇人以上
時間的管轄権	一九九九年四月から九月	一九九九年一月から九月

（出所：「Annex II Report to the Secretary-General of the Commission of Experts to Review of the Prosecution of Serious Violations of Human Rights in Timor-Leste (then East Timor) in 1999,」 in *Letter dated 24 June 2005 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*, UN Doc. S/2005/458, p. 551.）

表2 各司法メカニズムにおける刑事責任等に関する判断

被 告 人	特別人権法廷における検事側 起訴段階での刑事責任	SCUの起訴における起 訴段階での刑事責任	KPPH AMレボ ートにおける容疑 (人道に対する罪)
ウィラント(Wiranto)大将・軍司令長官 兼国防治安相	不起訴	指揮監督責任	有り
タミリ(Adam Damiri)少将・ウタヤ ナ(Udayana)軍管区司令官	指揮監督責任	刑事責任と指揮監督責任	有り
マカリム(Zacky Anwar Makarim) 少将	不起訴	刑事責任と指揮監督責任	有り
シヤナクリ(Kiki Syahakri)少将	不起訴	刑事責任と指揮監督責任	リストになし
スラトマン(Tono Suratman)大佐・ 東ティモール司令官	指揮監督責任	刑事責任と指揮監督責任	有り
ムイス(Mohammed Noer Muis)大 佐・東ティモール司令官[スラトマンが 事実上更迭された後]	指揮監督責任	指揮監督責任	有り
スドラジャト(Yayai Sudrajat)中佐・ 諜報部隊指揮官	指揮監督責任および刑事責任	刑事責任と指揮監督責任	有り
ソアレス(Abilio Jose Osorio Soares) 東ティモール知事	指揮監督責任	刑事責任	有り

(出所: "Annex II Report to the Secretary-General of the Commission of Experts to Review of the Prosecution of Ser-

ous Violations of Human Rights in Timor-Leste (then East Timor) in 1999," in *Letter dated 24 June 2005 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*, UN Doc. S/2005/458, p. 49. 肩書きは KHAM- HAM レポートに於ける)

さらに指摘しておくべきことは、KPP-HAM や後述の SCU によって人道に対する罪についての主犯格としてリストアップされたほぼ全ての者が公職から追放されることもなく、逆に、ウィラント元国防治安相やブラボウォ元戦略予備軍司令官のように中央の政治界にまで進出していったことであろう。具体的には、まず両者ともに二〇〇四年のゴルカル党の大統領候補に出席しただけではなく、さらにブラボウォは二〇〇八年に自ら率いるグリーンドラ党を結成し、二〇〇九年の大統領選挙にはメガワティ前大統領と組み副大統領候補として出馬し約二七%の得票率を獲得している。⁽²²⁾ KPP-HAM レポートでは人道に対する罪を犯した容疑者として名指しされていないものの、ウドノ元大将もまた東ティモール侵攻・占領の軍事作戦に参加していたし、一九九九年の組織的な人権侵害に対する指揮監督責任があったのではないかと研究者からは指摘されてきた。⁽²³⁾ そのウドノが「クリーンな」イメージを売りにして二〇〇四年の大統領選挙、二〇〇九年の大統領選挙ともに約六一%の得票率で勝利しているということは周知の事実であろう。脱軍人化といった傾向は認められるものの、⁽²⁴⁾ スハルト体制下で大きな役割を果たしてきた退役軍人が「民主化」後にも大きな影響力を維持し続けているということは、インドネシアの民主化過程は、「旧体制エリートと民主化勢力の間の妥協的協定による民主化移行」(「paced transition」) パターンの中でも、旧体制エリートの影響力が比較的強いケースに当たるということを意味する。結果として、ワヒド大統領のように旧体制エリートから相対

的自律性を維持している場合を除いて、移行期正義は骨抜き化される傾向をもつことになる。

人道に対する罪に問われた者が無罪放免の上に中央政界に返り咲くという流れは、ちょうど東京裁判で戦犯容疑者として巣鴨拘置所に収容されながら、米ソ冷戦に伴う「逆コース」の政治的文脈の中で不起訴処分・釈放され、やがて公職追放も解除になり、のちに首相にまで登り詰めた岸信介を想起させる。このアナロジーが示唆しているように、移行期正義のバックラッシュに及ぼしたアメリカ政府の人権・人道に関する政策変更が及ぼした影響もまた無視できない。アメリカ政府は、一九九九年の東ティモールでの組織的な人権侵害を受けてインドネシアに対する軍事的援助を一切停止していた。もとは、一九九一年のサンタクルス事件を受けて、アメリカ政府は翌年からインドネシアに対する軍事的援助を停止していたのであるが、一九九五年以降、国際軍事教育訓練プログラム (International Military Education and Training, 略称IMET) に限り再開したものの、一九九九年の東ティモール騒乱があり再びIMETを停止、つまり軍事的援助の全面停止となったという経緯があった。⁽²⁵⁾しかし、二〇〇一年の九・一一事件以降、ブッシュ政権によって展開された「テロとの戦争」の中で、東南アジア、特にインドネシアとフィリピンはイスラーム過激派との戦いにおける「第二のフロント」と位置づけられ、その戦略的重要性が高まるのに対応して、二〇〇二年に入ってもなく、アメリカ政府はインドネシアに対する軍事援助・協力の再開に踏み切ったのである。⁽²⁶⁾特に二〇〇二年一〇月一二日のバリ島クタでの爆弾テロ事件そして二〇〇三年八月五日のジャカルタ・マリオット・ホテルでの爆弾テロ事件などを受けて、⁽²⁷⁾インドネシアはアメリカ主導の「テロとの戦争」との連携を深めていくことになる。結果として、東ティモールに関わる移行期正義は骨抜きにされただけではなく、移行期正義プロセスにおいて無罪放免となった者の中には、ゲテレス、ダミリ少将やティンブル・シラエン大佐（一九九九年騒乱時における東ティモ

ル警察庁長官)などのように、パプア(旧イリアン・ジャヤ)⁽²⁸⁾やアチエでの分離運動に対する軍事的鎮圧作戦に積極的に登用され、現地での指揮をとりながら、過去に東ティモールで犯したような人権侵害を再び繰り返している。⁽²⁹⁾ テレスに至っては、東ティモールで民兵組織(Aitarak)を指揮しながら殺戮などを行ってきた手法をそのまま踏襲して、パプアでも民兵組織('Front Pembela Merah Putih'、紅白[インドネシア共和国]防衛戦線)を組織して当地での叛乱鎮圧作戦を遂行した。⁽³⁰⁾ こうした動きは、東ティモールにおける人道に対する罪を含む組織的な人権侵害を戒こうという移行期正義プロセスに対する挑戦であるとともに、領域的統一性の死守という国家安全保障のためには人権や人間の安全保障が犠牲になるのはやむを得ないという旧来の「安全保障国家の論理」⁽³¹⁾を貫いたものとも言えよう。

インドネシア国軍側の見立てによれば、東ティモールの騒乱はあくまで東ティモール社会の中の親インドネシア派と反インドネシア派の間の内輪もめによるものであり、東ティモール独立も隣国オーストラリアなどを含む国際社会の謀略によるものであるということになる。⁽³²⁾ つまり一九九九年の騒乱について言えば、インドネシア国軍が組織的に関与した人権侵害であるという主張は誤りであり、自分たちには一切責任はないというのが彼らの公式見解である。そうした「否認の政治」の結果として、同様の人権侵害が繰り返される政治的文化はほとんど変わることがなかったと言えよう。以上、移行期正義プロセスが骨抜き化される背景要因として、民主化移行過程における旧体制エリートの政治的影響力が強く残っていること、またその権力構造を支えるアメリカというヘゲモニーの役割などについて見てきたが、加えて、移行期正義を推し進めることを謳ったはずの国連そして被害者側の立場であるはずの東ティモールの政治的エリートにも問題があることを次に指摘したい。

(3) SCU…変則的ハイブリッド・ジャスティスの限界

一九九九年の騒乱を受けて、国連人権委員会は同年九月に特別セッションを開き、国連事務総長宛に、同年の人権侵害状況を調査する独立委員会の設置を呼びかけた。⁽³³⁾ それを受けて設置された委員会は、二〇〇〇年一月に、その調査結果を踏まえ提出した報告書の中で、重大な人権侵害についての刑事訴追手続きを行う国際法廷の設置を呼びかけた。⁽³⁴⁾ しかし、先に述べたように、国連本部は、コストの問題やインドネシア側に対する配慮（または期待感）から国際法廷の設置は見送られ、⁽³⁵⁾ インドネシアにおける特別法廷と東ティモールにおけるハイブリッド法廷に分けた形で、それぞれ刑事訴追手続きが進められることになった。東ティモール側のハイブリッド法廷は、先述したように、検察にあたる重大犯罪部（Serious Crimes Unit、以下SCU）と裁判所にあたる重大犯罪特別判事部（Special Panel for Serious Crimes、以下SPSC）からなるが、あわせて重大犯罪プロセス（Serious Crimes process）と呼ばれている。この重大犯罪プロセスについての外部評価は概して厳しい。⁽³⁶⁾ 例えば、SPSCは、それぞれ国際判事二名、現地判事一名によって構成されたが、当初から法的知識・能力や経験の不足、法曹情報インフラの未整備、証言者や被害者の保護に対する配慮の欠如、翻訳者の不在などのコミュニケーション問題など、SCU同様に、多くの問題が指摘されている。⁽³⁷⁾

SCUは二〇〇〇年から二〇〇五年にかけてインドネシア特別人権法廷と併行する形で刑事訴追手続きを進めていたが、これもまた当初から多くの問題に直面することになった。SCUの当初の任務には、一九九九年以前の人権侵害、つまり一九七五年以降の侵攻・占領下の四半世紀にわたる人権侵害も入っていたが、動員できる資源が限られていることから、捜査対象期間を一九九九年一月から九月に限らざるをえなくなった。つまり四半世紀にわたる重大

な人権侵害に關しては真相究明という形で後述するCAVRがカバーすることになり、それについての刑事訴追手続きは行われないことになった。このように時間的管轄を限定したにも関わらず、(一)東ティモール側の司法関係者の経験不足、(二)資金の不足、(三)不十分な現地人材の能力養成プログラム、(四)国内における政治的サポートの欠如、そして(五)国連側の政治的意図の欠如を含む支援体制の不備など、ハイブリッド・ジャスティスに固有の問題なども絡み、十分な成果を挙げられなかった。⁽³⁸⁾例えば、一九九九年の騒乱で一三〇〇人以上の人が殺されたと推計されているが、捜査段階でカバーできたのは、その内のわずか四〇%にとどまり、被害者の家族・親類縁者などからのさらなる捜査を要求する声は強まっていたが、それらに個別に対応していくと、末端レベルの容疑者の捜査に時間・労力がとられ、より上位の容疑者に対する捜査が不十分になるというジレンマに直面していた。⁽³⁹⁾先に触れた国連専門家委員会の報告書でも、政治的意図の欠如などの重要な問題点に加えて、そうした実効的な訴追戦略の欠如が挙げられている。つまり、同報告書によれば、SCUは限られた資源を最大限生かすような実効的な訴追戦略をもっていないかったため全体像を解き明かすという点で十分な成果を上げられなかった。⁽⁴⁰⁾国連がサポートした東ティモールのハイブリッド法廷の試みは、政治的意図、リーダーシップ、マネージメント能力、さらにはアカウンタビリティさえも欠け、完全な失敗に終わらなかったのは、たまたま個人の努力があつたからだとする、厳しい第三者評価もあるほどである。⁽⁴¹⁾

しかし、刑事訴追手続きにおける最大の障害は、インドネシア政府側の非協力的な対応、そして東ティモール政府の政治的指導者による妨害であつたことは忘れてはならないだろう。SCUは二〇〇五年までに、三九一人を人道に對する罪などの重大犯罪の容疑者として起訴した。その中には、インドネシア国軍將校三七人、警察の高官四人、東

ティモール人の軍関係者六〇人、旧知事や地区長などの文民高官五人などが含まれたが、三三九人が既にインドネシア側つまり管轄権外に出ていた。⁽⁴²⁾そこで、SCUは一九九九年の騒乱時の最高責任者の一人として起訴されたウィラント元国防治安相に対する逮捕状を請求して、裁判所は二〇〇四年五月、この請求を認め逮捕状を發布した。しかし、グスマン大統領は検察長官を呼び出して政治的圧力をかけ逮捕状請求そのものを撤回させ、事実上、インターポールを通じた国際手配という道を封じたのである。⁽⁴³⁾先にも触れたように、ウィラントは同年、ゴルカル党選出の大統領候補の座を争っている最中であつた。そうした政治的状況も考慮したのであろうが、グスマン大統領は、自らの重視している和解路線を堅持するために、バリ島まで出向き、ウィラントと抱き合う仕事まで見せたのである。⁽⁴⁴⁾そして、これ以降、一九九九年の事件に関与する重要なインドネシア人容疑者に対して東ティモール側から逮捕状を事実上出せなくなった。⁽⁴⁵⁾

なぜグスマン大統領ら東ティモールの政治エリートは、刑事訴追手続きを通じた正義追求を犠牲にしてまで和解路線にこだわり続けるのか。その理由の一つは、言うまでもなく隣の大国インドネシアとの友好関係を維持するためである。刑事的訴追手続きという司法的手続きを追求することでインドネシア側の保守派を刺激し、結果的にインドネシア・東ティモール関係を大きく損ねることをおそれ、グスマンは二〇〇四年五月、メガワティ大統領（当時）に対して国際的な真実・和解アプローチを提唱していた。⁽⁴⁶⁾ラモス・ホルタも述べているように、アメリカなどの安保理常任理事国が承認する見込みがない以上、インドネシアの政治エリートを裁く国際法廷の設置という選択肢はありえず、結果として、処罰なき和解というオプションしかない、というのが、東ティモール側の政治的エリートが共有している認識である。⁽⁴⁷⁾またインドネシア政府、特に二〇〇四年一〇月に新たに大統領に就任したユドヨノから、和解を

強調するCTFへの協力を呼びかけられてきており、また日本政府もまたCTFを強く支持している以上、国内に司法的正義追求を求める声が強いとしても、そうした対外的制約の中では和解路線を選ばざるをえなかったという事情があった。⁽⁴⁸⁾グスマンやホルタにインタビューをしたキングストンによれば、両者ともに、人権NGOのように拙速に司法的正義を追求することについて否定的な評価をし、和解路線を継続していくことが平和維持のために重要なことであると主張している。⁽⁴⁹⁾そうした観点から、SCUだけではなく後述するCAVRの報告書についても、刑事訴追や賠償を求めるのは過度な理想主義だとグスマンは批判している。しかし、国連の専門家委員会報告書によれば、二〇〇四年に東ティモールで行われた世論調査の結果では、「たとえ正義追求の努力が損なわれることになっても和解の選択が好ましい」と答えた人が約三九%であるのに対して、「和解プロセスに遅滞が生じてても正義を追求すべきだ」と答えた人は約五二%にのぼったという。⁽⁵⁰⁾同委員会は、そうした結果も踏まえ、重大な人権侵害について不処罰のまま放置することは許されないとし、将来的な刑事訴追手続きを進めていくことを勧告している。⁽⁵¹⁾特にインドネシア国軍による過去の深刻な人権侵害行為への対応策について、東ティモールの政治的エリートが考えるベストの選択と国際社会や一般民衆が考えるベストの選択の間には明らかなズレがあるように思われる。⁽⁵²⁾

(4) CTF…処罰なき和解

CTFは、二〇〇四年一二月の東ティモールのグスマン大統領とインドネシアのユドヨノ大統領の合意に基づき、一九九九年の騒乱に関して出された調査報告(KPP-HAM、特別人権法廷、SCU、CAVRの報告書など)の再検討を通じて真相解明をミッションとして設置されたものである。CTFは二〇〇五年から作業を開始し、グスマン、

ユドヨノ両大統領がバリ島で会見した二〇〇八年七月一日、約三〇〇頁にわたる最終報告書「記憶から希望へ (Per Memoriam Ad Spem)」を両大統領に提出した⁽⁵³⁾。それを受けて、ユドヨノ大統領は、インドネシア国軍による人権侵害等の報告書に記載されている内容を認めた上で遺憾の意を表明したものの、正式な謝罪はしなかったし人権侵害に対するさらなる刑事処罰の手続きを進めることについても言及しなかった。ただし、注意しなければならないのは、処罰なき和解というプロットを積極的に描いたのは、先にも触れたように、むしろグスマンをはじめ東ティモール側の政治エリート側であるということである。「旧体制エリートと民主化勢力の間の妥協的協定による民主化移行 ("pacted" transition)」パターンの場合は、旧体制エリートの影響力が強く残り不処罰という形で重大な人権侵害に関わる過去は水に流されてしまう傾向があると本稿のはじめに述べたが、同じようなことは、インドネシア・東ティモール関係という地域政治にもあてはまり、独立という形で国家主権、自決権を得たはずの政治エリートが自ら隣国の旧体制エリートの影響力等を斟酌しながら「処罰なき和解」という選択肢を選んだということになる。政治エリートたちのそうした意思は、CTF最終報告書の「記憶から希望へ」というタイトルにも現れている。

こうした選択に対して、東ティモールやインドネシアなどの多くの人権NGOや研究者のみならず、国連の専門家委員会からも厳しい批判がなされた。国連専門家委員会が問題とした点の一つは、CTFが人道に対する罪などにあたる重大な人権侵害に対する刑事訴追手続きを棚上げする形で恩赦という措置を当初からとろうとしていたことで、同委員会は国際的基準に照らし合わせても到底認めることができないとしている⁽⁵⁴⁾。同委員会の報告書では、インドネシアのNGOからの批判を引きながら、「東ティモールにおける人権侵害の問題は、インドネシアの民衆と東ティモールの民衆との間の問題ではなく、インドネシア国軍や民兵が東ティモール人に対して行使した暴力の問題」である

とした上で、両国の政治エリートの合意の下で進められているCTFによる処罰なき和解アプローチは、東ティモール社会では広く支持されている訳ではなく、むしろ多くの人々はインドネシア国軍関係者が不処罰のままでいることについて不満をもっていると指摘している。⁽⁵⁵⁾このような見方に立ち、国連はCTFプロセスに関与すること自体を拒否した。

このように国際社会からは厳しい批判に晒されている中で作業をすすめながら作成されたCTFの最終報告書であるが、その中において確認されている重要な点の一つは、インドネシア国軍が一九九九年騒乱における人権侵害に組織的に関与したという事実、つまり団体としての責任 (institutional responsibility) を認めたことであろう。⁽⁵⁶⁾新たな法廷の設置を謳わないことなどがCTFの権限として明記され、当初から処罰なき和解という政治的目標に沿った提言を求められていたので、当然、個人としての責任については一切言及されていないなど問題は多々あるものの、将来的には重大な人権侵害に関する刑事訴追手続きへの道を確保したものと評価する声もある。⁽⁵⁷⁾また恩赦についても、当初は公開の場での証言など全面的な協力があれば恩赦を与えるべきとしていたが、最終報告書では、恩赦は、人間の尊厳の回復、両国の和解のための基礎作り、また法の支配に保障された枠の中の暴力再発防止といった目的にそぐわず、人道に対する罪などにあたる著しい人権侵害行為については基本的には恩赦は認めるべきではないとした点も評価されている。⁽⁵⁸⁾しかし、最終報告書の内容において国連専門家報告書などに多少とも歩み寄ったところが認められるとして、両国の大統領をはじめ政治的エリートの多くが依然として、CTF設立の目的である「処罰なき和解」を志向していることには違いはないと思われる。

(5) CAVR…歴史の再構成から将来的な正義追求のための準備?

CAVRは二〇〇一年、東ティモールで起きた人権侵害についての真実を明らかにするため、UNTAETの規則二〇〇一／一〇によって設立された独立機関であるが、そもそもCAVRの発足は、前年の二〇〇〇年に東ティモールの正式な独立を前にしてCNRRT(ティモール民族抵抗評議会)の全国集会で真実和解委員会の設立の提案が承認されたのを受けたものであることからわかるように、国連側からの動きというよりは東ティモール側からの内生的なプログラムであった。⁽⁵⁹⁾そこでは、国家独立というスタート地点に立ちながら、和解を通じて平和な社会建設を目指すというミッシンとともに、古い歴史の記憶を再構成することを通じてナショナル・ヒストリーを新たに編纂していきながら包摂的なナショナル・アイデンティティを模索するといった企図も打ち出されていた。⁽⁶⁰⁾

そうした企図とも関連するが、CAVRに付託された任務の一つは、一九七四年四月二五日から一九九九年一〇月二五日までの間に東ティモールで起きた人権侵害に関する真相の究明である。その調査対象を、今まで見てきた特別人権法廷、SCU、またはCTFとは異なり、一九九九年の騒乱に限らずに一九七四年から一九九九年の間に起きた全ての深刻な人権侵害に設定したというのは注目すべき点であろう。四半世紀にわたる組織的な人権侵害の全容に関する事実調査を進めデータベースの整備を進めていくことは、将来的に新たな刑事訴追手続きが可能になった際には、重要な参考資料になるという点でも重要である。

四半世紀にわたる大規模な組織的な人権侵害の全容を解明するべく、CAVRは、東ティモール全一三県で、七六六九件の陳述を収集するとともに、基礎データがない中で埋葬地などの調査を通じて殺害された者の数などについてのマクロ的統計データを集約し、一〇〇〇件以上のヒアリング調査を行った。その結果、インドネシア国軍の侵攻・占

領によって約八万から一八万人が直接的に死亡したと推定されている。その調査結果の詳細については、二〇〇五年一月に公表された二五〇〇頁を越す最終報告書「シェガー（もう十分だ！）」に記されている通りであるが、その頁の大半が人権侵害の実態に関する報告（第七部）に割かれている。その中でも、非合法的殺人・強制的失踪に関する第七章第二節（計三五六頁）、恣意的拘束・拷問に関する第七章第四節（計二九九頁）、強制的移住・飢餓に関する第七章第三節（計一七〇頁）、性的暴力に関する第七章第七節（計一一八頁）などは、人権侵害の規模の大きさとともに、その過酷な実態を、我々の目の前に突きつけている。⁽⁶¹⁾

真実追究とそれを通じた刑事訴追以外に、CAVRには、コミュニティ和解プロセスを含む和解促進というマンドートも付託されていたことも特記すべき事項であろう。そのマンドートを受けて、CAVRは、のべ二九四日かけて平均一六人が参加するコミュニティ・フォーラムを開き、和解プロセスを進めるという目的のもと、一五四一人の犯行加害者の供述を引き出した上で、軽微な刑事犯である彼らのコミュニティへの再統合を推し進めた。⁽⁶²⁾公聴会はテレビ・ラジオでも生中継され、CAVRに関する関心を高めるとともに、より多くの人々が過去の問題に向き合う貴重な機会にもなった。こうした試みが南アフリカの真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission）などの経験から学びながら行われたものであることからわかるように、CAVRは、刑罰訴追手続きという司法的正義、つまり狭義の応報的正義にとどまらず、修復的正義を含む広義的正義を追求した点に特徴があり、この点については高く評価されている。⁽⁶³⁾確かに、そうした修復的正義の手法が、応報的・懲罰的正義だけではカバーできないところを補っている点や、ローカル社会の伝統的法文化（例えばNkomo Biko「話し合う場となるマットを広げるの意」と呼ばれる和解概念）と接続しながら草の根の和解、社会再統合を積極的に推し進めた点には注目すべきであろうが、移行期正義の口

ーカル化には、応報的正義（フォーマルな法の支配）の骨抜き化とともに支配レジームの正当化に使われる危険性を孕んでいる点にも注意を払う必要があるだろう。⁽⁶⁵⁾

また、こうした修復的正義の手法は、ある意味で、和解を強調するあまり、問題が心理的・精神的赦しといった個人レベルに還元されてしまい、応報的正義のみならず構造的不正義などのシステム・レベルの問題が置き去りにされてしまう危険性がある。⁽⁶⁶⁾ またポスト紛争社会において採用される修復的正義は、ある意味で、法曹的人材の不足などを補う応急的でインフォーマルな司法手続きであり、また軽微な刑事犯罪に関しての処理に限った話であり、人道に對する罪を含む重大な人権侵害についての刑事的訴追手続きを補完するものではなく、その点で犠牲者側の不満が大きい。⁽⁶⁷⁾ 重大犯罪については、やはり別途、それ相應の正式な刑事訴追手続きがとられるべきであろうが、ただ現段階では、今まで述べてきたような政治的現状（隣国インドネシアの「民主化」の限界、東ティモールの政治的エリートが共有するリアリズム⁽⁶⁸⁾、そしてインドネシアとの関係を重視するアメリカ、日本やオーストラリアなどの地経學的論理）から、そこまで踏み込むことができないでいる。

移行期正義の空洞化を容認する国際政治の構図ということと関連することとして、CAVRが報告書の中で指摘している特筆すべき、もう一つの点は、四半世紀にわたる東ティモールにおける重大な人権侵害についての共犯者の問題、つまりアメリカ、オーストラリアそして日本といったインドネシアを援助していた国の責任を指摘していることである。⁽⁶⁹⁾ 報告書では、特に一九七四年から一九九九年にかけてインドネシアに対して武器の供与を行っていた国（特にアメリカ、イギリス、フランス）および会社は、東ティモールの人権侵害の犠牲者に対して賠償の義務を有するといった、踏み込んだ勧告的意見を表明している。⁽⁷⁰⁾ 先述したように、グスマンなどの東ティモールの政治的指導者は、こ

うした勧告を過度な理想主義だとして一蹴した。しかし、四半世紀にわたるインドネシア国軍による過酷な人権侵害という状況は、まさに多くの人が国際政治の構図・制約を「現実」として諦めて受け入れてしまったことによって生み出された側面があることを忘れるべきではない。移行期正義の空洞化に歯止めをかけるためには、CAVRの報告書の中にも垣間見ることができると現状を変えていく「理想の力」を取り戻すことが必要ではないだろうか。具体的には、国連専門家委員会の報告書などでも提言されてきたように、CAVRがカバーしてきた一九七四年から一九七九年にかけて行われてきた人権侵害行為についての刑事的訴追手続きを進めることができるように、国連安保理は特別国際法廷を設置すべきということになろう。もちろん司法的メカニズムだけでは不十分ではあるが、和解だけでは全く不十分であるということである。

むすびにかえて

本稿の冒頭で、応報的正義に焦点を当てた犯罪訴追手続きによるものと修復的正義に焦点を当てた真実和解委員会によるものなどを最適混合する形で移行期正義が目指しているものは、正義と平和の相互強化的な同時実現であると述べたが、東ティモールにおける組織的な人権侵害についての移行期正義については、平和という名の現状維持のために正義追求がないがしろにされたケースとみることは可能であろう。特に司法による犯罪訴追手続きについて重大な瑕疵があり、一九九九年に東ティモールで組織的に行われた大量殺戮、焦土作戦などの著しい侵害については、結果として、インドネシア側の責任者は誰一人として罰せられなかった。それどころか、その中からは、ウィラントやブラボウオのように大統領選挙に立候補するなど中央政界に進出する者、そしてゲテレス、シラエンのようにパプア

などでの叛乱鎮圧作戦に加わり再び深刻な人権侵害行為を繰り返している者が出てきている。

「正義のカスケード」の広がりが増害される要因として、当該国における民主化過程そのものの頓挫、いわゆる（再）権威主義体制化というものが、まず考えられるが、それに加えて、それを容認する国際政治および地域政治におけるバックラッシュ現象が挙げられる。特に本稿で扱った東ティモールそしてカンボジアという事例では、そうした傾向が明らかに見られた。しかし、例えば、ピノチエト裁判の前例が示唆するように、元国家元首やそれに近い元高官に対する刑事訴追が将来的に行われる可能性もなくはないだろう。つまり、アジア地域にも「正義のカスケード」が本格的に波及する可能性はある。そうした将来的にありえる刑事訴追のために、現在できることのひとつは事実関係の調査を通じた証拠集めである。その意味では、CAVRなどが収集した証言記録などは極めて重要な意味をもつ。加えて、国家組織による重大犯罪についての「不処罰の政治文化」を許さないというメッセージを、市民社会側から発し続けることによって、現在、政治的エリート間の妥協の下で既成事実化している「処罰なき和解」という状況を徐々に変えていくことも可能になろう。

移行期正義の問題でよく出される、平和か正義かといった、二者択一的な問いの立て方が、そもそも誤っているのであろう。しかし、政治的リアリズムの立場に立つ者は、二者択一的な問いの立て方を前提にして、性急な正義の追求は政治の不安定化を招き、結果として平和を損なうという主張をすることが多い。⁽²³⁾しかし、ハインドネシア／東ティモールのケースが示しているように、性急な正義の追求は平和を損なうという理由で、和解という名の下で旧来の政治的秩序を温存しようとする、組織的な人権侵害行為は再び繰り返えされることになる。シッキンからも政治的リアリズムからの批判に反論しているように、⁽²⁴⁾刑事的訴追手続きが紛争を誘発した事例はほとんどなく、むしろ組

組織的な人権侵害に関する刑事的訴追手続きを進めて応報的正義の追求を行っていくことが、長期的には犯罪抑止と人権規範の社会化という二つの回路を通じて人権侵害の再発防止さらには持続的な平和を可能にしていくとみられている。つまり、平和か正義か、といった二者択一ではなく、平和と正義の相互補強的な過程こそが、移行期正義の最適経路であり、真の民主化の道へとつながっていくと思われる。逆に言えば、正義を断念した「平和」という、裏切られた移行期正義の道を辿り続ける限り、「シェガー（もう十分）」という言葉に表される「不正義の問題」はずっと未解決のまま燃り続ける危険性は高い。

- (一) "The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-conflict Societies," Report of the Secretary General, 23 August 2004, UN Doc. S/2004/616, para. 8.
- (二) Ibid., para. 21.
- (三) 露ベツ Tricia D. Olsen, Leigh A. Payne, and Andrew G. Reiter, *Transitional Justice in Balance: Comparing Processes, Weighing Efficacy*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2010; David Backer, "Cross-National Comparative Analysis," in *Assessing the Impact of Transitional Justice: Challenges for Empirical Research*, Edited by Hugo van der Merwer, Victoria Baxter, and Audrey R. Chapman, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2009, pp. 23-89.
- (四) Kathryn Sikkink, *The Justice Cascade: How Human Rights Prosecutions Are Changing World Politics* (New York: W. W. Norton & Company, 2011); Ellen L. Lutz and Kathryn Sikkink, "The Justice Cascade: The Evolution and Impact of Foreign Human Rights Trials in Latin America," *Chicago Journal of International Law* 2(1), 2001, pp. 1-34.
- (五) Ellen L. Lutz and Caitlin Reiger "Introduction," in *Prosecuting Heads of State*, Edited by Ellen L. Lutz and Caitlin Reiger, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, p. 12.

- (6) 虐殺による死者数については、諸説あるが、クメール・ルージュ支配下のカンボジアの場合は約一六〇万から一八〇万人、インドネシア占領下（一九七四年から七九年）の東ティモールの場合は約一〇万人から約一八万人と推計されている。Ben Kiernan, "The Demography of Genocide in Southeast Asia: The Death Tolls in Cambodia, 1975-79, and East Timor, 1975-80," in *Genocide and Resistance in Southeast Asia: Documentation, Denial & Justice in Cambodia & East Timor*. New Brunswick: Transaction Books, 2008, pp. 269-282; CAVR, *Chega! The Report of the Commission for Reception, Truth, and Reconciliation Timor-Leste. Executive Summary*, 2005, p. 146.
- (7) 東ティモール独立に至る歴史的経緯については、例へば次を参照。松野明久「東ティモール独立史」早稲田大学出版部 二〇〇二年；Geoffrey Robinson, "If You Leave Us Here, We Will Die" *How Genocide Was Stopped in East Timor*. Princeton: Princeton University Press, 2010.
- (8) 「インドネシアのスハルト大統領と橋本首相」きょう会談「朝日新聞」一九九七年一月一日（朝刊・二版）。
- (9) Oisin Tansey, *Regime-Building: Democratization and International Administration*. Oxford: Oxford University Press, 2009, pp. 210-211.
- (10) 二〇〇六年の調査については、例へば次を参照。Report of the United Nations Independent Special Commission of Inquiry for Timor-Leste. Geneva, 2 October 2006.
- (11) "Report of the International Commission of Inquiry on East Timor to the Secretary-General." UN General Assembly 54th Session, Agenda Item 96, UN Doc. A/54/726, S/2000/59, 31 January 2001, para. 153.
- (12) Open Society Justice Initiative and Coalition for International Justice, *Unfulfilled Promises: Achieving Justice for Crimes Against Humanity in East Timor*. November 2004.
- (13) David Cohen, *Intended to Fail: The Trials Before the Ad Hoc Human Rights Court in Jakarta*. New York: International Center for Transitional Justice, 2003.
- (14) Jeffrey Kingston, "Balancing Justice and Reconciliation in East Timor," *Critical Asian Studies*, 38 (3), 2006, p. 273.
- (15) Kader HAM の報告書については、次の文献で全文を読むことが出来る。KPP-HAM "Full Report of the Investiga-

- tive Commission into Human Rights Violations in East Timor" in *Masters of Terror: Indonesia's Military and Violence in East Timor*. Edited by Richard Tanter, Desmond Ball, and Gerry van Klink. Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 2006, pp. 21-66.
- (16) 松野明久「連戦連敗の移行期正義…インドネシアと東ティモールにおける責任追及の軌跡 一九九八―二〇一〇年」日本平和学会編『平和研究 第三八号』早稲田大学出版部、二〇一二年、八〇―八二頁。
- (17) "Court Frees Former ETimor Militia Leader Eurico Guterres," *Jakarta Post*, April 5, 2008.
- (18) Cohen, *Intended to Fail*..., p. 3.
- (19) P.N. Bhagwati, Shaista Shmeem やつじ 横田洋三の三名の委員から成る。
- (20) UN, Security Council, "Annex II Report to the Secretary-General of the Commission of Experts to Review of the Prosecution of Serious Violations of Human Rights in Timor-Leste (then East Timor) in 1999 (31st COE Report)," in *Letter dated 24 June 2005 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*. UN Doc. S/2005/458, 15 July 2005, paras. 370-375.
- (21) *Ibid.*, para. 374.
- (22) 本名純「大統領選挙―ユドヨノ再選の権力政治と動員プロジェクト」本名純・川村晃一編『二〇〇九年インドネシアの選挙 ユドヨノ再選の背景と第二期政権の展望』アジア経済研究所、二〇一〇年、五三頁。
- (23) Gerry van Klinken and David Boucher, "Crimes against Humanity in East Timor in 1999: The Key Suspects," in *Masters of Terror*..., edited by Richard Tanter, Gerry van Klinken and Desmond Ball, pp. 153-54.
- (24) 本名純・川村晃一「第二期ユドヨノ政権の成立」本名純・川村晃一編『二〇〇九年インドネシアの選挙』——「一四〇―一四二頁。
- (25) Anthony L. Smith, "A Glass Half Full: Indonesia-U.S. Relations in the Age of Terror," *Contemporary Southeast Asia* 25(4), 2003, p. 453.
- (26) *Ibid.*, p. 459.
- (27) 犯行声明はなかったものの、いずれもジェマ・イスラシアによる犯行とされている。

裏切られた移行期正義

七六―六七一〇五

- (28) ワヒッド大統領は一九九九年、イリアン・ジャヤ州からバブア州に名称変更すること、またバブア独立運動の象徴であるモーニング・スター旗を掲げることをご認したものの、翌二〇〇〇年の国会でワヒッド大統領の政策は批判に晒されたが、二〇〇三年にはバブア州に改称された。しかし、メガワティ大統領に代わると保守派が巻き返しをはかり、バブア州に特別自治を認めたインドネシア共和国法二一／二〇〇一の骨抜き化、さらにはバブアの独立の道を封じるために、「バブア州を分割」し二〇〇三年、新たに西バブア州を設けた。Richard Chauvel, "Australia's Strategic Environment: The Problem of Papua," *Agenda* 11(1), 2004, pp. 44-48.
- (29) *Ibid.*, p. 39, 52; Open Society Justice Initiative and Coalition for International Justice, *op. cit.*, p. 23; Joseph Nevins, *A Not-So-Distant Horror: Mass Violence in East Timor*. Ithaca: Cornell University Press, 2005, p. 177.
- (30) Neles Tebay, *West Papua: The Struggle for Peace with Justice* (London: Catholic Institute for International Relations, 2005), p. 18.
- (31) 安全保障国家の論理については、アイリス・マリオン・ヤングの論文が極めて示唆に富んでいる。Iris Marion Young, "The Logic of Masculinist Protection: Reflections on the Current Security State," *Singa: Journal of Women in Culture and Society*, 29(2), 2003, pp. 1-25.
- (32) インドネシア側、特にインドネシア国軍のエリートたちが共有する東ティモールに関する謀略論的世界観については、松野論文を参照。松野明久、前掲、八五―八六頁。
- (33) Commission on Human Rights Resolution 1999/S-4/1, 27 September 1999, para. 6.
- (34) "Report of the International Commission of Inquiry on East Timor to the Secretary-General," UN Doc. A/54/727, S/2009/59, paras. 152-153.
- (35) Megan Hirst and Howard Varney, *Justice Abandoned: An Assessment of the Serious Crimes Process in East Timor*. New York: International Center for Transitional Justice, June 2005, p. 4.
- (36) 二〇〇一年から二〇〇五年にかけて行われたSPCの判決に対する判例評釈の本が出ているが国際的基準を満たしていない等、極めて厳しきコメントばかりが続いている。Adurê Klip and Göran Sluiter eds., *Annotated Leading Cases of International Tribunals. Volume X III Timor Leste The Special Panels for Serious Crimes 2001-2003*. Antwerp: Inter-

- sentia, 2008; Adnre Klip and Göran Sliuier eds, *Annotated Leading Cases of International Tribunals. Volume X VI Timor Leste The Special Panels for Serious Crimes 2003-2005*. Antwerp: Intersentia, 2009, *passim*.
- (55) Caitlin Reigel and Mariske Wierda, *The Serious Crimes Process in Timor-Leste: In Retrospect*, New York: International Center for Transnational Justice, 2006, pp. 14-16.
- (56) Suzanne Kazenstein, "Hybrid Tribunals: Searching for Justice in East Timor," *Harvard Human Rights Journal* 16, 2003, p. 245-278.
- (57) Reigel and Wierda, *op. cit.*, p. 20.
- (58) COE Report, paras. 51, 63-64.
- (59) David Cohen, *Indifference and Accountability: The United Nations and the Politics of International Justice in East Timor*. Honolulu: East-West Center, June 2006, *passim*.
- (60) *Ibid.*, para. 48.
- (61) *Ibid.*, paras. 71-73.
- (62) *Ibid.*, para. 71.
- (63) *Ibid.*, para. 74.
- (64) Megan Hirst, *Too Much Friendship, Too Little Truth: Monitoring Report on the Commission of Truth and Friendship in Indonesia and Timor-Leste*. New York: International Justice Center for Transnational Justice, January 2008, p. 10-11.
- (65) *Ibid.*, p. 11.
- (66) Jeffrey Kingston, "Balancing Justice and Reconciliation in East," *Critical Asian Studies* 38 (3), 2006, p. 298.
- (67) *Ibid.*, p. 280-83.
- (68) COE Report, para. 381.
- (69) *Ibid.*, para. 387. 国連事務総長は二〇〇五年六月、専門家委員会の報告書を国連安保理に提出した。安保理は報告書の勧告をそのまま受けいれなかったものの、東ティモールの正義と和解に関する「現実的に実行可能な」アプローチを提言す

るような、さらなる調査・報告を求め、それを受けて二〇〇八年、重大犯罪捜査チーム (Serious Crimes Investigation Team, SCIT) が設置された。しかし、このSCITも、その職務権限や利用できる資源が極めて限られていることから、不処罰という現状を打開できる見込みはなさそうだ。ICTJ Brussels (James Kirk, Carilo da Costa Bobo et al.), *Impunity in Timor-Leste: Can the Serious Crimes Investigation Make a Difference?* Brussels: International Center for Transitional Justice, June 2010.

(25) もちろん、現在何が必要かと問われれば、正義よりも経済的支援と答える人の方が圧倒的に多いのは当然で、特に農村部では、その傾向が著しい。またCAVRを含めた移行期正義についての情報も農村では行き渡っていない。そうした点も踏まえ、外から押しつけようとする移行期正義の枠組みと現地の人々の認識との間に生じるギャップにもセンシティブである必要がある。犠牲者の立場に立った移行期正義の再評価が必要というロビンソンの主張には耳を傾けるべきであろう。Simon Robins, "Challenging the Therapeutic Ethic: A Victim-Centred Evaluation of Transitional Justice Process in Timor-Leste," *The International Journal of Transitional Justice*, 6, 2012, pp. 83-105.

(26) *Per Memoriam Ad Spem: Final Report of the Commission of Truth and Friendship (CTF) Indonesia-Timor-Leste*, Denpasar, 2008. [<http://www.laohannutuk.org/justice/Reparations/CTFReportLn.pdf>] (二〇一二年八月三十一日アクセス)

(27) COE Report, paras. 337-341.

(28) *Ibid.*, paras. 348-351.

(29) *Per Memoriam Ad Spem*---, pp. 259-264.

(30) Megan Hirst, *An Unfinished Truth: An Analysis of the Commission of Truth and Friendship's Final Report on the 1999 Atrocities in East Timor*, New York: International Justice Center for Transitional Justice, March 2009, p. 16.

(31) *Per Memoriam Ad Spem*---, pp. 290-91; Hirst, *op. cit.*, p. 26.

(32) CAVR, *Chegal Executive Summary*, p. 10.

(33) David Webster, "History, Nation and Narrative in East Timor's Truth Commission Report," *Pacific Affairs*, 80 (4), 2007/8, pp. 581-591. 実際、CAVRの最終報告書の中に「紛争の歴史」というセクション(計一八六頁)を設

- け、そこで、「東ティモールの歴史を書く」とは国家建設の重要なステップ」であるとしたうえで、「国民的指導者の考えや業績だけを扱うとか、片方の政治的立場だけを紹介するような排他的な歴史にしないようにする」等の編集方針が示されている。CAVR, *Chegal The Report of the Commission for Reception, Truth, and Reconciliation Timor-Leste*. Part 3, p.5. [http://www.cavr-timorleste.org/index.html] (二〇一二年八月三十一日アクセス)
- (19) Ibid., passim.
- (20) Ibid., pp. 22-23.
- (21) 松野明久「平和構築における真実探求―紛争後の東ティモールの事例から」城山英明・石田勇治・遠藤乾編「紛争現場からの平和構築―国際刑事司法の役割と課題」東信堂、二〇〇七年、九七―一〇〇頁
- (22) Dionisio Babo-Soares, "Nabe Bili: The Philosophy and Process of Grassroots Reconciliation (and Justice) in East Timor," *The Asia Pacific Journal of Anthropology*, 5(1), 2004, pp. 15-33.
- (23) Rosalind Shar and Lars Waldorf, "Introduction: Localizing Transitional Justice," in *Localizing Transitional Justice*. Edited by Rosalind Shaw and Lars Waldorf. Stanford: Stanford University Press, 2010, pp. 14-20.
- (24) Nevins, *A Not-So-Distant Horror*..., pp. 171-171.
- (25) Robinson, *op. cit.*, p. 224.
- (26) この場合のリアリズムは、力には力で均衡をとるべきという勢力均衡志向のリアリズムではなく、覇権など優位な勢力には追随すべきというバンド・ワゴン志向のリアリズムを指す。
- (27) CAVR, *Chegal*, Part 8, pp. 91-93.
- (28) CAVR, *Chegal*, Part 11, p. 4.
- (29) Joseph Nevins, "The CAVR: Justice and Reconciliation in a Time of Impoverished Political Possibilities," *Pacific Affairs*, 80(4), 2007/2008, p. 602.
- (30) Robinson, *op. cit.*, p. 228.
- (31) Jack Snyder and Leslie Vinjamuri, "Trials and Errors: Principle and Pragmatism in Strategies of International Justice," *International Security*, 28(3), 2003/04, pp. 5-44.

(74) Sikkink, *op. cit.*, pp. 124-125, 133-134, 152-54, 257-260.